

法律であなたを照らすナビゲーション・マガジン

ほろろす

冬
Winter

vol.7 2009.1.1

〈特集〉法テラスの犯罪被害者支援……………p4

〈インタビュー〉夏樹静子さん

「作家になって六法全書を読み、
法律はなんておもしろい、と思いました。」
……………p2

暮らしの法律相談……………p6

my job 私はこんな仕事をしています……………p7

データで見る法テラス……………p8

これは使える! 法テラス・ホームページ……………p8

スタッフ弁護士からのメッセージ……………p9

法テラス・イベント報告……………p10

みなさまからの法テラスの?にお答えします。……………p11

日本司法支援センター

法テラス

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、社会を明るく「照らす」という意味を含めています。悩みを抱えている方々につづりていただける「テラス」(さんさんと陽が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ)のような場でありたいという思いも込めています。

就職経験がないから あえて「社会派」作家に

篠塚…推理小説を書くには調べるのとがたくさんありますよね。お子様もいらしたいへんでしたでしょう。

夏樹…それで子どもが小さいときは子どもを題材にした話ばかり書いていました。当時の女流作家は、奔放に生きる自由な女性を書く方が多かったので、福岡在住の2児の母が育児の話を書くと珍しがられたんですね。雑誌などからどんどん注文がきて、書くことが何より好きでしたから、子育ての合間を縫って寸暇を惜しんで書いていました。

篠塚…その後は社会問題を扱う作品が増えますね。

夏樹…子どもの話を3年くらい書いたら、もう種が尽きちゃって。私は大学を出るときには結婚が決まっていたので、就職の経験が全くない。だから社会勉強のためにも、意図的に「社会派」になろうと思って、企業のことを聞きに行きました。

篠塚…取材に行かれたんですか。

夏樹…そう。何も知らないから飛び込みで。初めは水をかけられるように追い返されましたよ。そのうちに出版社の方が企業を紹介してくれ、取材ができるようになりました。例えば生命保険会社が舞台の話も書

きましたが、生保がどんなものかも知らない。それが3時間も話を聞くと、本社ビルも違って見えてくる。篠塚…他にはどんな分野を取材されたのですか。

夏樹…スーパー業界や航空業界、鉱山や人工宝石の関係などいろいろです。自分が何も知らないから聞くことすべてが新鮮でおもしろい。自分が啓蒙される楽しさというのでしょうか。その一方でミステリーを書くとか。どうしても法律が絡んできます。それで六法全書を読むと、法律ってこんなにおもしろいものだったのかと。なので自分は法律家にならなかったんだろうとさえ思いましたね。

篠塚…その夢を作品

で弁護士・朝吹里矢子や検事・霞夕子に託された。それらの作品では法律関係のことをかなり詳しく書かれていますが、不明な点を聞ける親しい方がいらつやるのですか。

夏樹…朝吹里矢子を書いたときから、そのためのだけの顧問弁護士をお願いしています。その後、検事ものを書き始めて東京地検の検事の方と知

り合うことができました。そのお一人が福岡地検に転勤されて、私の本をよく読んでくださっている方だったので、いろいろ教えてくれました。『量刑』という作品で裁判官の内面を描こうと思ったときには福岡地裁の部長さんを紹介してもらいました。裁判官なんて別世界の人のように思っていたんですが、その方はとてもフランクにいろいろ教えてくれました。今は法律が関係する作品の大半はその方に見ていただいています。

裁判員制度の模擬裁判で 量刑の難しさを実感

篠塚…今福岡にお住まいで、裁判所関係のいろいろなお仕事もされているとうかがいました。

夏樹…最初は「福岡地方裁判所委員会」ですね。2003年に制度がスタートして2期4年やらせていただきました。それが終わるころに受けたのが最高裁判所の「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」です。

篠塚…またずいぶん難しそうな名前の委員会。

夏樹…私も最初は意味がわかりませんでしたね。下級裁判所って何だろうって聞いたら、最高裁以外は全部、高等裁判所も下級裁判所なんです。

篠塚…すると、下級裁判所の裁判官として指名された方々が適切かどうか判断する委員会ですね。



作家

夏樹静子さん

〈プロフィール〉東京都出身。慶応義塾大学在学中に書いた作品が江戸川乱歩賞候補に。1970年、『天使が消えていく』が再び江戸川乱歩賞候補になり、作家デビュー。1973年には『蒸発』で日本推理作家協会賞を受賞。代表作は、テレビドラマ化された『女検事・霞夕子』シリーズや『女弁護士・朝吹里矢子』シリーズ、映画化された『Wの悲劇』など。ミステリーの枠を超えた社会派作家として活躍中。2008年10月、日本司法支援センター顧問に就任。

作家になって六法全書を読み、法律はなんておもしろい、と思いました。



夏樹…裁判官は10年の節目ごとに審査されます。もう一つは弁護士任官、つまり弁護士が裁判官になるときにその方を審査する役目もあります。

篠塚…人を評価するというのは重い仕事ですよ。

夏樹…そうなんですよ。以前は最高裁の中だけでやっていたことを、司法改革の一環として民意を反映させようということらしいです。

篠塚…2006年には福岡地裁で開かれた市民参加による裁判員制度の模擬裁判にも参加されたとか。

夏樹…福岡では最初の模擬裁判でしたね。そのときに先ほどお話しした地裁委員会の委員をしていたので、その縁で参加しました。

篠塚…新聞報道によると、「いい制度ではあるけれど、量刑の判断は専門家に任せようかなという気持ちです」とコメントされていました。

夏樹…新聞にはそうありましたね。でも、私が言ったのは量刑を全部専門家に任せようという意味ではないんです。「強盗殺人は死刑」というようにに極刑レベルの事件であれば、小説にも出てくるのでだいたいわかりますよね。ところが模擬裁判で扱うのは殺人未遂とか傷害致死のような事件なので、そうなる上限も下限もわからない。まず、それを教えてもらわないと判断のしようがないという話をしました。その幅があつて、そのなかで情状はこのくらいとか、計画性があるからこのくらい加重してとか判断ができると思うんです。

篠塚…今は模擬裁判も検討を重ねて、いくらか基準もわかるようになってきたようですね。それでも裁判官が考える量刑が自分で考えたものとずいぶん違うので、判事さんに聞いた「厳密な基準はなく、判例を参考

に」とのことでした。

法テラスの知名度アップには裁判員制度の周知も参考に

篠塚…私たち法テラスもようやく3年目。東京の新聞でさえ何をやっているかわからないと批判されることもあります。

夏樹…同様に知られていないでしょうね。すごくいい制度だと思っんです。皆さん、知ったらすぐに電話しますよ。安心して相談できるし、場合によっては弁護士さんも紹介してくれる。弁護士なんか、自分で探してもどんな人かわかりませんし、料金が

高いって意識もありますからね。

篠塚…知名度を上げていくことが今の課題です。

夏樹…私が地裁委員会に参加していたころ、よく議題に上がったのが裁判員制度をどうやって周知させるかと

いうことでした。マンガにしてみたら当たればいいのか、裁判所の上に大きな看板をつけるとか、いろいろ考えましたよ。今、裁判員制度は誰でも知っていますよね。結局いちばん効果的だったのは新聞が書いてくれたことですね。

篠塚…やはりマスコミの力は大きいですね。

夏樹…新聞に大きな広告を出されたりしていますよね。でも広告は意外に見られていないんですよ。やっぱり記事にしてもらわないと。前向きな話題で記事にしてもらえるといいんですけれどね。法テラスを利用してこないことがあったとか、困った人がこうやって救われたとか。

篠塚…法テラスがもう少し有名になったら、夏樹さんにはぜひ法テラスを題材にした壮大な小説を書いていただければと思います。今日はお時間をいただき、ありがとうございました。

犯罪被害にあわれた方やご家族などを 多角的にサポートしています。

私たちだれもが、犯罪被害者になる可能性をもっています。ひとたび被害にあうと、平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。

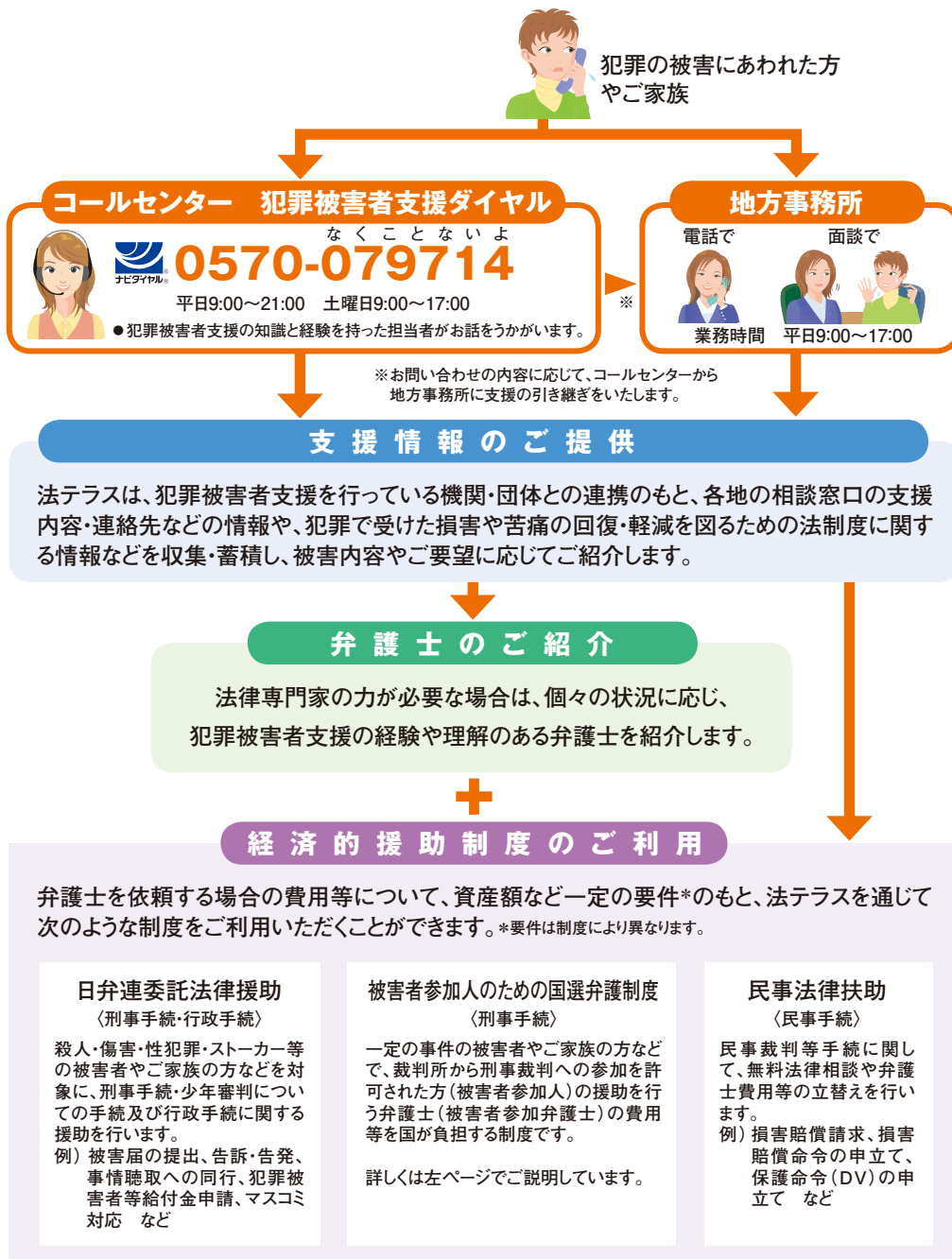
被害者の置かれた状況はさまざまであり、時間の経過によっても変わっていきます。そのときに必要とする支援を適切に受けられることが、被害からの回復にとって非常に重要です。

法テラスは、お問い合わせいただいた方の被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報をご提供するほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用等の援助制度をご案内するなど、犯罪被害にあわれた方やご家族の方などを多角的にサポートしています。

こんなときには法テラスにお問い合わせください。

- 犯罪被害にあった
殺人・傷害・暴行／性犯罪／交通犯罪／ストーカー／DV／児童虐待／いじめ(子ども)／職場のいじめ・嫌がらせ・セクハラ／暴力団犯罪 など
- 刑事手続／民事裁判手続について知りたい
被害届・告訴・告発／捜査／起訴／公判／裁判結果・出所情報／少年事件／損害賠償／示談 など
- 犯罪被害について相談できる窓口を知りたい
- 犯罪被害者が利用できる支援制度を知りたい
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介してほしい
- 無料で法律相談を受けたい
- 弁護士費用が心配
- 刑事裁判に参加したい

〈図1〉法テラスが提供する犯罪被害者支援



2008年12月1日

被害者参加制度 & 被害者参加人のための 国選弁護士制度 スタート

被害者参加人の意見を聴き、「国選被害者参加弁護士」の候補を選ぶことも法テラスの仕事です。

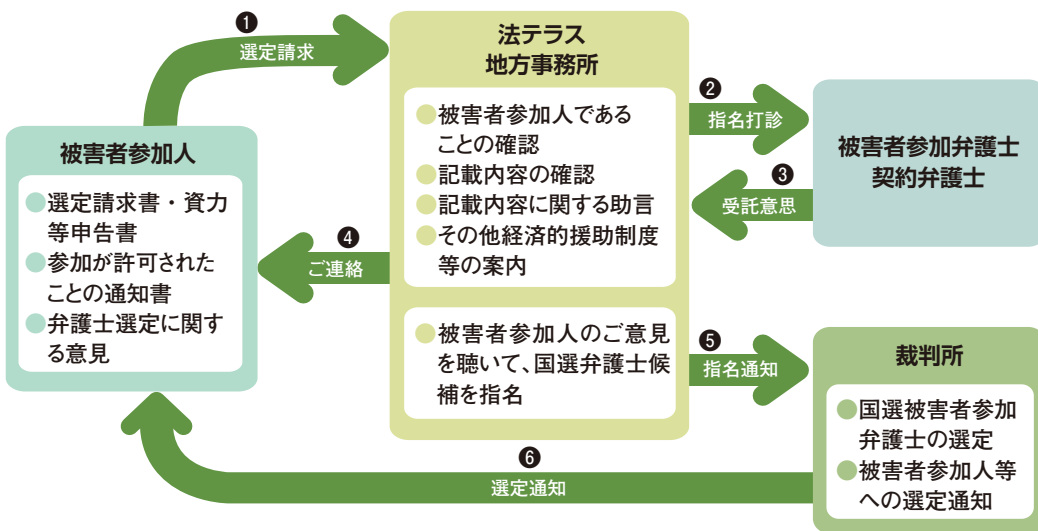
裁判員制度に先立ち、2008年12月、日本の裁判に新しい制度が加わりました。これまでは傍聴席で見守るしかなかった殺人や傷害事件などの被害者やご遺族などが、刑事裁判の場で被告人に対して質問するなど、直接裁判に参加できる「被害者参加制度」がスタートしたのです。

経済的に余裕がない方でも弁護士の援助を受けることができるよう、裁判所が弁護士を選定し、国がその費用を負担する「被害者参加人のための国選弁護士制度」も同時にスタートしました。

また、刑事事件を担当した裁判所が損害賠償請求の審理も行つて加害者に賠償を命じ、決定すれば確定判決と同じ効力を持つ「損害賠償命令制度」も同時に導入されました。これにより、新たに民事訴訟を提起することによる時間的・経済的・精神的負担が軽減されるようになりました。

法テラスでは、被害者参加人のご意見をお聴きした上で被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務を行います。また、国選被害者参加弁護士の選定要件に該当しない方には、支援を行う弁護士のご紹介をいたします。

〈図2〉国選被害者参加弁護士の選定の流れ



Q & A

被害者参加制度

Q1 誰が参加できますか。

A 参加の申出ができるのは、

- ①殺人、傷害など、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ②強制わいせつ、強姦などの罪
- ③自動車運転過失致死傷などの罪
- ④逮捕及び監禁の罪
- ⑤略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑥②～⑤の犯罪行為を含む他の犯罪
- ⑦①～⑥の未遂罪

の犯罪被害者本人や法定代理人、被害者本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹です。

Q2 被害者参加人になると、何ができますか。

- A
- ①公判期日に出席すること
 - ②検察官の権限行使に関して意見を述べ、説明を受けること
 - ③証人に尋問をすること
 - ④被告人に質問をすること
 - ⑤事実関係や法律の適用について意見を陳述すること

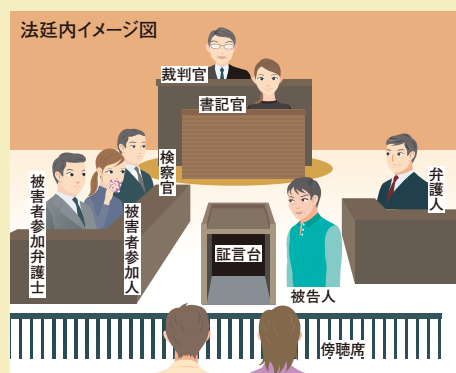
被害者参加人のための国選弁護士制度

Q1 弁護士の選定を請求するための要件はありますか。

A 被害者参加人の資力(現金・預金等)が150万円未満であること。超える場合でも、犯罪被害を原因とした治療費などを考慮することができます。

Q2 制度を利用する場合の手続はどのようなものですか。

A Q1の要件を満たす被害者参加人の方は、裁判所に対し、法テラス(地方事務所)を経由して被害者参加弁護士の選定を請求できます。(〈図2〉参照)



詳しくは法テラス・ホームページをご覧ください。

<http://www.houterasu.or.jp/>

- よくある相談とその答え(FAQ)や相談窓口情報を検索できます。
- 電子メールによるお問い合わせもお受けしています。
- 被害者参加制度の特集ページもございます。

暮らしの法律相談

法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度情報の膨大なデータベースをもとに、皆様からのお問い合わせに対して専門の職員が適切・迅速・いいねに対応しています。ここでは、法テラスで実際にご提供している法制度情報の中から、犯罪被害に関するものを紹介します。

犯罪被害に関する

A&Q

Q

以前交際していた相手からつきまとわれて困っています。やめさせるにはどうすればいいでしょうか？

A

まずは警察に相談してください。い。ストーカー規制法第2条で

規定する「つきまとい等」にあたる行為を受けた場合、警察に申し出れば、行為を繰り返さないよう相手への警告をしてもらうことができます。警告に従わない場合、都道府県公安委員会は加害者に弁明の機会を与えた上で、行為の禁止命令を出すことができます。身の危険が迫っているなど緊急の場合には、公安委員会の手続きを待たず、警察が仮の命令を出すこともできます。

ストーカー行為は、被害者からの告訴がなければ検察官が裁判所に刑事裁判を求めること(起訴)ができない犯罪(このような犯罪を「親告罪」といいます。



す。)にあたりますので、加害者の処罰を求める場合には、捜査機関(警察や検察)に対して告訴が必要です。

ストーカー行為の罰則は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金です。公安委員会の命令に反してストーカー行為を繰り返した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。

Q

被害で受けた苦痛や財産的な損害を賠償してもらうにはどうすればいいですか？

A

示談の交渉をするか、民事訴訟を起こして損害賠償請求をする方法があります。

示談とは、裁判外で被害者と加害者が話し合って合意するものであり、「この犯罪被害であれば〇万円」など、決まった基準はありません。示談が成立したことを良い情状として裁判所等が考慮し、加害者の刑が軽くなる場合があります。まず、刑事処分確定後は加害者が話し合いに応じなくなる可能性もありますので、示談に応じることがどうかは慎重に検討することが必要です。

民事訴訟は被害者側が損害の立証をする必要があり、証拠の収集や主張の整理、訴状の作成など専門的な判断が必要です。弁護士に相談したほうがよいでしょう。

なお、昨年12月から、刑事事件を担当した裁判所が損害賠償請求の審理も行い、加害者に賠償を命じる損害賠償命令の制度が始まりました。適用される犯罪の種類は限定されますが、民事訴訟を提起して損害賠償を請求するこ



と比べ、被害者側の負担が軽減されることになります。

また、犯罪被害給付制度という国の補償制度があり、被害者が死亡したり一定の重傷や後遺症を負った場合は、都道府県公安委員会に申請して認定されれば、給付を受けることができます。ただし、損害賠償を受けると、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(イラスト/いいゆき)

全国で力を合わせて質の高い支援を実現したい

法テラスの犯罪被害者支援は、「全国の地方事務所」と「犯罪被害者支援ダイヤル」が車の両輪です。両者がスムーズかつ密接に連携して、被害状況等に応じた適切な支援への橋渡しを行えるかどうか業務の質を左右する要だと思っていますので、本部としては連携の強化・促進に重点を置いています。

また、地域によって被害者支援の実施状況は異なりますが、どこの地域の法テラスにご連絡いただいた方も、必要とされる支援に適切におつなぎすることができるよう、関係機関との連携強化の取り組みやご案内に当たっての工夫など、各地の情報を全国で共有し、参考にし合う仕組みを作っています。

「被害者参加制度」の施行に伴い、法テラ

スが新たに大きな役割を担うことになりました。札幌で刑事裁判が開かれる案件で、ご遺族が福岡にお住まいの場合、福岡でご相談をお受けし、札幌で弁護士を探すなど、地域をまたいだ支援のケースも増えてきます。被害にあわれた方やご家族、ご遺族にできる限りご負担をおかけしない、質の高い「橋渡し」ができるよう、地方事務所間の連携を一層強化するとともに、本部におけるバックアップ体制もさらに充実させていきたいと思っています。



法テラス本部

犯罪被害者支援課 課長
高際みゆき

my job ①

犯罪被害者支援

私はこんな仕事をしています

法テラスの職員が、自分の仕事について語る「my job」。

第1回は、犯罪被害者支援業務に携わる3名です。

相談者の話をじっくり聴き、解決の入口まで導くことがやりがい

法テラスで仕事をする以前は、カウンセリングや傾聴の勉強をしており、「いのちの電話」や「子どもの虐待防止センター」などの電話相談でボランティアをしていました。犯罪被害者支援にも関心を持ち、「被害者支援都民センター」の支援員研修も受けました。コールセンターでは、相談者のお話をじっくりとお聴きし、かみくだいた言葉で法制度のご説明をするなど、安心感を与えられる対応をするように努めています。ときには混乱した心理状態でお電話をくださる方もいらっしゃいますが、お気持ちを最大限受け止め、問題整理のお手伝いができればと思っています。

相談者のお話をお聴きするだけでなく、その方に必要な支援についての情報提供を通じて、解決の入口まで関わることが、法テラスでの仕事のやりがいです。全国からお問い合わせがあるため、お住まいの近くの相談窓口のご案内以外に、内容によって各地の地方事務所への取次ぎも行っています。電話がつながっている時間内で適切なご案内ができるよう、どのようなご相談にも一期一会の気持ちで向き合っています。

法テラスコールセンター

犯罪被害者支援ダイヤル オペレーター
前田麻理



関係機関と協力して被害者支援の枠組みを作る

私たちは犯罪被害者の方の気持ちを100%理解することはできませんが、被害者の心情にできるだけ寄り添うように努めながら、被害者の方が何を必要とされているのかを的確に把握し、迅速に対応することを心がけています。

ご家族が犯罪被害にあわれたという方から電話をいただいたことがあります。加害者は未成年で、処分の状況が被害者に十分に知らされないことなどに対して憤っていらつしやいました。お話をじっくりと伺ったうえで、「お力になれるよう対応を考えます」と答え、私はすぐに福岡のNPO法人「犯罪被害者支援センター」に連絡をとりました。その他の関係する機関とも調整し、翌日には同センターと弁護士会、児童

地方事務所

法テラス福岡 主任

松本寛朗



相談所、法テラスの4者で総合的にサポートしていく体制ができました。関係機関がそれぞれの専門分野を生かして協力し、被害者支援の枠組みを構築する。その結果、被害者の方に満足した反応をいただけたときはやりがいを感じます。そのためには日頃から顔の見える連携関係を築いていくことが重要だと感じています。

被害者参加人のための国選弁護士制度が始まって、これまで以上に被害者やご遺族などと直接お会いする機会が増えるでしょう。緊張感がありますが、信頼いただける制度となるようがんばっていききたいと思います。

データで見る法テラス②

コールセンターの利用件数は増加傾向

法テラス・コールセンターの利用状況から

関係機関からのご紹介を多数いただいています

2008年のコールセンター利用件数(電話・メールによるお問い合わせの合計)は、これまで月あたりほぼ2万件前後で推移していましたが、9月以降は、3万件を超える月もあるなど、増加傾向にあります。

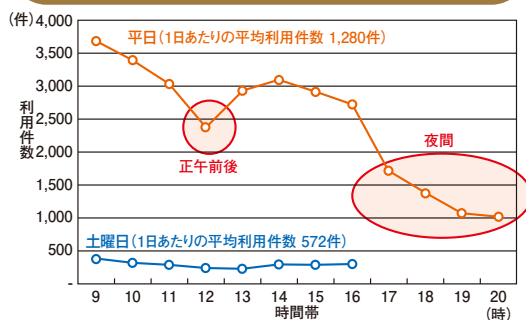
また、法テラスをどこで知ったかについては、従来から地方自治体をはじめとする関係機関からの紹介が30〜40%を占めて最も多くなっているほか、最近では、パソコンや携帯電話から法テラスホームページをご覧になったという方も増えてきています。

夜間・土曜日もご利用いただけます

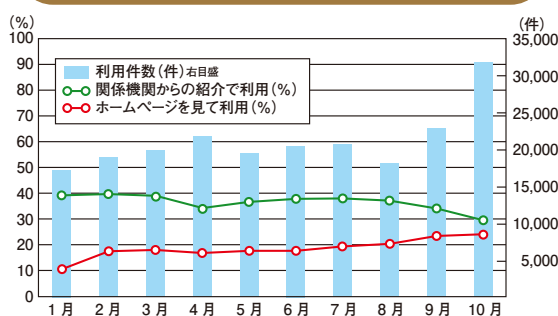
曜日・時間帯別の利用件数を見ると、土曜日の件数は平日の約半分に留まっており、また、平日でも、正午前後と夜間に件数が減る傾向があります。

コールセンターは、仕事などでなかなか相談する時間が取れないという方でも気軽に利用いただけるよう、お昼の時間帯や平日夜間(午後9時まで)、土曜日(午前9時〜午後5時)も営業しているのですが、営業時間まではあまり知られていないものと考えられます。

2008年10月の時間帯別平均利用件数



2008年のコールセンター利用件数と認知経路の推移



法テラス・コールセンター
おなやみなし
0570-078374
平 日9:00〜21:00
土曜日9:00〜17:00

これは使える！法テラス・ホームページ② 法律関連用語集

「商品を購入しようとしたら、カップ(割賦)販売って言われたけど...」「アパートを出ようとしたら、ゲンジウウカイフク(原状回復)義務があるって言われた!」など、日常生活で聞きなれない法律用語に困ってしまった経験はありませんか?

私たちの生活で、意外と身近にある法律用語。意味がわからなくて困った経験をされた方も多いのではないのでしょうか。

そこで、おすすめしたいのが法律関連用語集。民法基本用語から借金や労働、相続などよくあるトラブルに関する用語まで約800語をわかりやすく解説しています。

法律のことは難しくてもわからないとあきらめないで!まずは気になる一語を調べてみてください。



「用語集」は、50音順に並べてあります。

スタッフ弁護士からのメッセージ

日本には、弁護士や司法書士といった法律専門家の法律サービスを受けにくい地域がまだまだ多く残されています。そのような地域でも司法に気軽にアクセスできるようにしたのが、法テラスの「スタッフ弁護士(常勤弁護士)」。現在100名を超える弁護士が全国津々浦々に赴任し、活躍しています。
鹿児島県奄美大島の鳥生尚美弁護士もそんな一人です。



執務室にて

法テラス
奄美法律事務所

2

法テラス奄美法律事務所
鳥生尚美

とりゅう なおみ

初めて法律事務所に足を踏み入れるとき、ほとんどの方がとても緊張した顔つきをしていらつしやいます。それはそうでしょう。今まで誰にも相談できず、一人で問題を抱え込んできたのです。ここで話して解決するのか？ここに入るところを人に見られたら……。不

安でいっぱいなのは当然です。

まずは少しでも安心してもらうこと。法律相談を受けるときに、一番心がけていることです。

そして、絡まった糸を少しずつほどこいていくように、解決の糸口を探していきます。ときには、すぐに解決策が見つからなくて、一緒に悩んだりすることもあります。相談を受けていると、「もう少し早く相談に来ていただければ……」と残念に思うことも多くあります。

法テラスの法律事務所が、トラブルを解決するために気軽に相談に来られる場所であることはもちろんのこと、トラブルに巻き込まれないための情報を提供することも大切だな、と感じています。

「来てよかった」。相談に来た方がそう言うて帰っていく瞬間が、私にとって一番の励みになっています。手助けを求める声を聞き漏らさないよう、そして一人でも多くの方の笑顔を取り戻す手助けができるよう、地域の関係機関や司法書士さんたちと協力していきたいと思っています。



事務所スタッフと(中央が筆者)

法テラス・イベント報告

10月1日(水)
法テラス
本 部

法テラス一日PR大使に
ジャガー横田夫妻

爆笑のトークショーと
相談体験でマスコミを通じて
法テラスの業務をアピール

法テラスの業務開始2周年を翌日に控えた10月1日、法テラスではジャガー横田・木下博勝夫妻を一日PR大使に任命し、記者披露会を行いました。



マスコミ各社が駆けつけるなか、寺井一弘理事長のあいさつ、情報提供課・佐々木文課長の業務説明に続き、ジャガー横田夫妻が登場。任命式では寺井理事長より任命証が手渡され、たすきがかけられました。



力を発揮し、家庭事情を交えた恒例の夫婦喧嘩で会場の笑いを誘っていました。相談を体験したジャガーさんは「オペレーターの方はおちついた対応をしてくださるので、気が楽になります。しかも無料だからうれしい」と感激の面持ちでした。木下さんは法テラスについて「こんないい制度が日本にあるなんて知らなかった」と感想を述べ、「できるだけ多くの人に伝えたい」と決意を表明しました。

PR大使として
森英介法務大臣を表敬訪問

記者披露会に先立ち、ジャガー横



▲法務大臣室へ森大臣を訪問。



▲記者披露会では多数のマスコミの取材を受けました。



▲トークセッションの様子。右端が佐々木文情報提供課長、隣が寺井一弘理事長。

なまから
ギモン
いつもん
法テラスの？にお答えします。
その1

法テラスは、司法を国民に身近なものにするため、2006年4月に設立されました。
誕生してからまだ3年足らず。法テラスのことをみなさまにもっと理解していただけるよう、
お問い合わせをいただくことの多いご質問にお答えしていきます。



Q 法テラスって、 どういう法人なのですか。

私がお答えします



A

法テラスの正式名称は「日本司法支援センター」。国の全額出資により設立された公的な法人です。公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては

独立行政法人の枠組みに従って作られています。

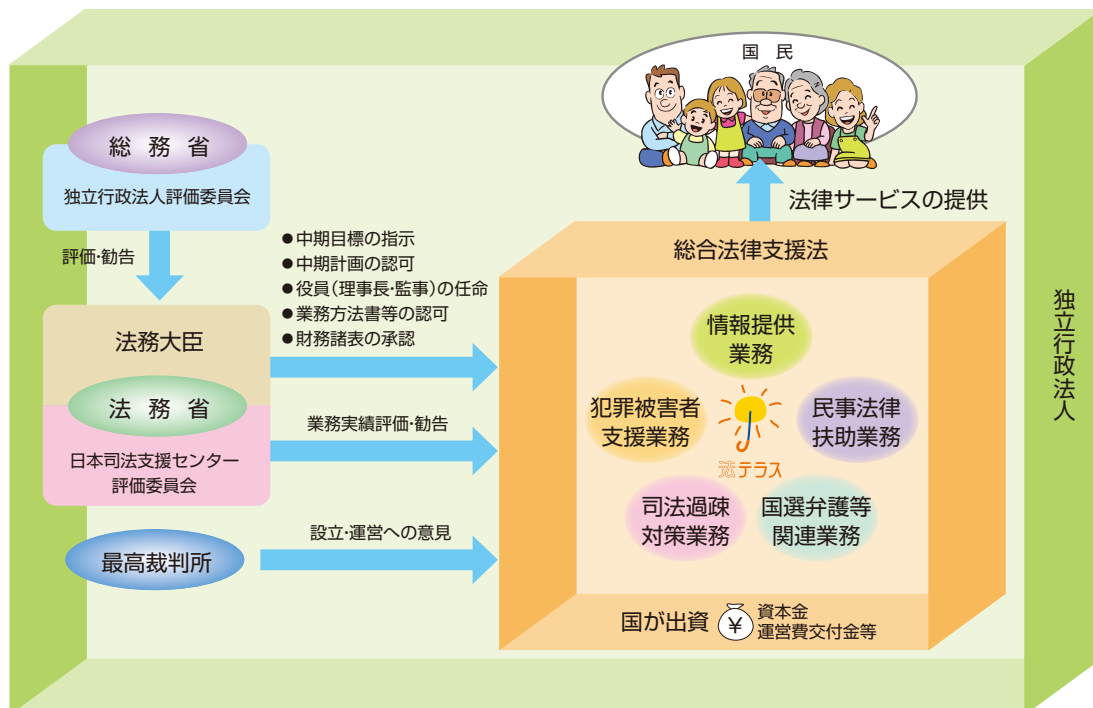
独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公共的な事業のうち、国が直接実施する必要はないけれども、かといって民間に任せてしまうと実施されないおそれがあるものを効率的効果的に実施するため、法律に基づいて設立される法人です。

ただし、法テラスの業務は司法に密接に関わっているため、法務省の所管の下にあります。最高裁判所が設立や運営に関与するなど、独立行政法人そのものではありません。したがって、名称の前後に「独立行政法人」といった、法人形態を示す称号もつきません。

法テラスは、総合法律支援法に基づいて設立され、民事法律扶助や国選弁護関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を、日本で唯一実施しています。

所管官庁である法務大臣から業務運営に関する中期目標を指示され、これを達成するための計画を策定し実行します。その結果について第三者機関である評価委員会から毎年

評価を受けますが、業務運営においては、法テラスが質の向上や効率性に努めながら自律的に展開しています。



日本司法支援センター
法テラス
犯罪被害者支援

一人で悩まないで

法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族などに対し、「支援」に関する様々な情報をご案内しています。

（法テラスのホームページ、お住まいの近くの相談窓口、電話）
（裁判手続や家族関係などへの助言）
（犯罪被害者支援の経験や経験のある弁護士との紹介）
（一定の要件に該当される方は、弁護士費用の補助制度をご利用いただけます）

犯罪被害者支援ダイヤル
0570-079714
平日9時～21時 土曜日9時～17時 曜日は異なります

法テラスは、国が設立した公的な法人です。
お近くの法テラス地方事務所でも、お問い合わせをお受けしております（平日9時～17時）

法テラス
犯罪被害者支援の
ポスターが
できました

法テラスではこのたび、法テラスの犯罪被害者支援業務をご紹介しますポスターを作成しました。

特集（4.5ページ）でもご紹介しているとおり、法テラスは犯罪被害者支援に関するさまざまな情報をご提供するとともに、各地の支援窓口や弁護士等への橋渡しを行っています。

「犯罪被害のお問い合わせなら法テラス」と、多くの方に知っていただきたいと思います。

法テラスは各種のご寄附をお受けしています

寄附金は、法テラスが行う過疎地域への法律事務所設置、資力のない方への法的支援など、公益性の高い各種業務に使用させていただきます。

…………… 個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附 ……………

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、寄附をしていただいた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。また、500万円以上（団体の場合は1,000万円以上）のご寄附（一定の要件*を満たす場合の納附寄附も含む）をいただいた場合は「紺綬褒章」の対象となりますので、法テラスから法務大臣に対し、褒章授与候補者として推薦いたします。

*同一の寄附先に対し、あらかじめ納附の申出をし、かつ納附期間が3年以内の場合

…………… しょく罪寄附 ……………

しょく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを示すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護人からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2007年度は、約1億3千万円のご寄附をいただきました。
ご寄附のお申込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

日本司法支援センター
法テラス 法テラスは、国が設立した公的な法人です。

いよいよ5月21日から、裁判員制度が始まります。
～裁判員制度の疑問や質問も法テラスへ～

法テラスでは、最高裁判所・法務省・日本弁護士連合会のご協力をいただき、「裁判員制度」についてのお問い合わせもお受けしています。

■法テラス・コールセンター お な や み な し
0570-078374
平日9:00～21:00・土曜日9:00～17:00

法テラス 検 索
<http://www.houterasu.or.jp>

◆編集後記

リニューアル2号目となりました。とくく難しいと思われがちな法律を、身近な話題やわかりやすい言葉でご紹介するよう努めています。

本誌に関する皆さまのご意見、ご感想やぜひ取り上げてほしいテーマなどを下記住所またはメールアドレスまでお寄せください。今後の誌面づくりの参考にさせていただきます。

●法テラス本部総務課広報係
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル6F
eメール kouhou@houterasu.or.jp